

お知らせの タイトル	当協議会に寄せられた多面的機能支払交付金に係る主な問合せについて
概要	当協議会では、多面的機能支払交付金に係る市町村等関係機関及び活動組織等からの問い合わせに対応しているところです。令和7年4月から令和8年1月までの問い合わせの主なものについて下記のとおりとりまとめましたので、今後の適切な執行の参考として下さい。

項目	問合せ内容	対応
	<p>計画書の認定申請は6月30日まで提出することになっているが、4月から活動した分の日当も払えますか？</p>	<p>対象組織の事業計画が認定された年度の、4月1日以降に実施された活動について交付支援の対象になります。</p> <p>○多面的機能支払交付金実施要領P5.8活動の実施(1)対象活動期間 " P12.10 " (1) "</p> <p style="text-align: right;">参照</p>
	<p>畦畔の再構築と野ネズミの駆除はできますか？</p>	<p>活動番号4「遊休農地発生防止のための保全管理」において、農用地の草刈り、支障木の伐採・除根等や害虫および野ネズミ等の駆除のほか、鳥獣被害防止活動や樹園地における病害虫の拡散防止活動等ができます。</p> <p>○山形県要綱基本方針P3 3)実践活動ア農用地に関する活動内容 4.遊休農地発生防止のための保全管理</p> <p style="text-align: right;">参照</p>
制度関連	<p>①令和6年度まで認定を受けた組織ですが、みどりチェックシートは提出が必要ですか？ ②様式の中で必ず記入するところはありますか。</p>	<p>①R7年度からスタートしたみどりチェックについては、令和6年度までに事業計画の認定を受けた組織であっても、「環境負荷低減のみどりチェックシート」を市町村へ提出する必要があります。</p> <p>②様式第1-11号の項目については、組織が取り組む活動などによって該当する項目は異なります。しかし、以下の3項目はすべての組織が記入の対象になります。 (4)悪臭及び外注の発生防止 (5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 (7)環境関係法令の遵守等⑪⑫⑭</p> <p>○多面的機能支払交付金実施要綱P8附則(令和7年4月1日付け6農振第2325号) ○環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシート解説書 ○多面的機能支払交付金実施要領様式集 様式第1-11号 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシート</p> <p style="text-align: right;">参照</p>